

令和3年度社会福祉法人等指導監査の結果について

1 監査の目的

社会福祉法人等が関係法令、通知等を遵守し、入所者又は利用者等に対する適切な処遇並びに適正な法人運営及び施設運営を行っているか否かについて個別的に明らかにするとともに、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより、円滑な運営の確保を図る。

2 監査対象施設の選定

- (1) 厚生労働省への指導監査実績報告の対象となる施設
- (2) 本市において指導監査が必要と判断するもの

3 監査の方法

- (1) 実地監査
法人事務所又は施設において監査を実施する。
- (2) 書面監査
事前提出資料等の点検及び確認をする。

4 実施状況

	実地監査	書面監査	合計
社会福祉法人	77	—	77
児童福祉施設 (障害児入所施設等を除く)	281	—	281
障害者支援施設	9	—	9
障害児入所施設等	13	—	13
老人福祉施設	58	61	119
更生施設	—	1	1
施設合計	361	62	423